

令和7年度 東広島市立高美が丘中学校 部活動に係る活動方針

東広島市立高美が丘中学校では、知・徳・体の調和がとれ、思いやりと行動力のある生徒の育成を学校教育目標としている。そのため、生徒・保護者そして地域との信頼関係を基盤とし、「自立」「協働」「貢献」の力を育み、地域の一員としての自覚と誇りをもったこれからの時代を担う生徒を育てることを目指している。このことから部活動を通して、部員が主体的に目標を設定し、この目標の達成に向けて心技体を鍛え、協力して取り組む態度を身につけるため、次の通り部活動の基本方針を定める。

1 適切な運用のための体制について

(1) 活動計画について

- ① 顧問は、1カ月の活動計画を作成し、管理職の承認を得るとともに、作成した計画を保護者に配付し、活動日及び活動時間、大会参加等、活動計画について周知を図る。
- ② 臨時的に活動しなければならない場合は、事前に管理職の承認を得るとともに、保護者にも周知する。
- ③ 試験前、試験期間中の部活動は、中間試験3日前、期末試験5日前から試験終了日前日までを休養日と設定し、試験終了後から活動してもよい。

2 安全で効率的・効果的な活動の推進について

(1) 適切な指導の実施(文化部もこれに準じて指導を行う。)

- ① 校長及び部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部顧問は、計画的に休養日を設定し、科学的な見地に基づき体力・運動能力の向上を図る。
- ③ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の「PDCAサイクル」を実施する。
- ④ 部顧問は、部活動説明会や資料等をとおして、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。
- ⑤ 部顧問は、中学校体育連盟等各専門部に配付する中央競技団体の指導手引き等を参考にして指導を行う。
- ⑥ 部活動ごとに荷物を置く場所を指導し、整理整頓させる。
- ⑦ 参加が自由の自主練習日という位置づけの活動は不可。部活動開始後、顧問は必ず部活動につく。職員室で作業等は原則不可。出張等でつけない場合は、他の先生と連携する。
- ⑧ 部活動終了後、顧問は必ず正門前まで見送り、下校完了を確認する。
- ⑨ 学校が認めた地域の指導者は、部活動指導を行うことができる。

(2) 熱中症事故の防止

- ① 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、部活動の実施について適切に判断する。また、気温・湿度などの環境条件に配慮し、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等、柔軟な対応を検討する。

- ② 校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合や活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、部顧問は参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況を含む）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

(3) 感染症への対応

- ① 校長は、各部活動部員にインフルエンザ等の感染症が発生した場合、その流行の防止に努めるとともに、インフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準に準じて、活動の制限、中止等の措置をとる。

3 適切な休養日等の設定について

(1) 休養日について

- ① 週当たり2日以上休養日を設定し、週末は少なくとも1日を休養日とする。長期休業中は、週当たり2日以上休養日を設定する。本校では木曜日を完全休養日とする。木曜日の休養日を他の曜日に変更する場合は、事前に校長の許可を得ること。
- ② 週末に大会やコンクール等でどちらも活動した場合は、休養日を月曜日で設定する。

(2) 平日の活動時間について

① 放課後の練習

・平日の活動時間及び完全下校時刻は、下記の通りとする。

活動月	活動時間	完全下校時刻
4月～7月	～17時35分	17時45分
8月～10月	～17時20分	17時30分
11月～1月	～16時50分	17時00分
2月～3月	～17時20分	17時30分

・1日の活動時間は、2時間程度とする。

(3) 学期中の週末及び長期休業中の練習について

- ① 学期中の週末及び長期休業中の活動時間は、3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 活動開始前及び活動後は、生徒の健康観察を実施する。特に気温の高い日は、熱中症予防のため、適度（30分に1回程度）な休憩をとる。
- ③ 全国・中国中学校総合体育大会等全国・中国大会に準ずる大会及び中学校体育連盟主催の大会前は、校長の判断の下、大会2週間前から30分延長して練習することを可能とする。文化部においては、中学校吹奏楽連盟主催の大会を運動部と同様とする。また、体育大会及び文化祭、周年行事も同様とする。

(4) 大会への参加について

- ① 大会等への参加については、必ず管理職の許可を得る。また、参加計画を作成し、保護者に周知を図る。
- ② 大会参加時は、生徒に高美が丘中学校の一員であることを自覚させ、礼儀やマナー等の指導も行う。

(5) 事故への対応

- ① 校長及び顧問は、事故が発生した場合は、高美が丘中学校危機管理マニュアルに基づき生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、管理職及び保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。(活動、校外での試合等)
- ② 自然災害への対応
学校での活動中における自然災害への対応は、高美が丘中学校危機管理マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。
- ③ 部活動中の生徒の事故・傷病については、保護者と連携をとり適切な対応を講じる。また、部活動顧問の事故・傷病への対応については、校長が行う。部活動指導員については、校長及び市教育委員会が行う。
- ④ 保険について
部活動中の生徒の災害(負傷、疾病、傷害等)については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。

(6) 部活動の引退及び引退後の活動について

- ① 3年生の引退については、運動部活動については原則として中体連主催の夏季大会終了後、文化系部活動については、文化祭での発表終了後までとする。
- ② 引退後の部活動については原則認めない。ただし、以下の場合に限り参加を認める。
 - ・ 学校長推薦(部活動)で合格が決定した生徒、進学先でも競技を続けていく生徒について、校長が許可し、職員全員に周知して活動が認められる。
- ③ 進路内定後、部活動参加意志がある生徒は、部活動承認願を提出し、認められた生徒について活動に参加できる。